

山口県報

平成28年
5月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....二
 - 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
 - 平成二十八年度狩猟免許試験の実施(自然保護課).....二
 - 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課).....三
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(五件)(商政課).....四
 - 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....五
 - 土地改良区役員の届出(農村整備課).....六
 - 契約の締結(都市計画課).....六
 - 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明(住宅課).....六
 - 監査告示
 - 外部監査人の補助者の氏名等.....七

山口県告示第百六十一号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正する。



平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 二(四)を(五)とし、(五)から(六)までを(六)から(七)までとし、(四)の次に次のように加える。
- (五) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

山口県告示第百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 療 機 関	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団たにかわ産婦人科クリニックス	山口市矢原町七番三五号	平成二八、四、三〇
メディカルポルト萩	萩市大字堀内七九の一	三、三一
船木歯科クリニックス	宇部市大字船木六四八の一	四、一
山口市庁内しろうじ歯科クリニックス	山口市滝町一番一号	三、一八
西島歯科医院	長門市日置上六三二〇	三、三一
岩本薬局	宇部市大字船木二三一の一	二、二九
中板薬局	常盤台二丁目四番三三三号	四、四
有限会社シブヤ薬局戎町店	防府市戎町一丁目九番三三三号	三、三一
ひかり薬局	岩国市南岩国町一丁目一四番二七号	三、三一

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団青藍会	山口市吉敷中東一丁目一番一号	青藍会在宅医療支援センター	山口市吉敷中東一丁目二番六号	平成二八、四、三〇
		ハートホーム訪問看護・リハビリステーション		

山口県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定年月日
大野整形外科リウマチ科	山口市平井二九八の六	平成二八、五、一
新山口ここのとりクリニック	小郡花園町一番九号	〃 〃 〃
岩本薬局	宇部市大字船木二二一の一	〃 三、〃

山口県告示第百六十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定辞退年月日
ながかわクリニック	岩国市麻里布町三丁目四番六号	平成二八、四、三〇



(二〇九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年七月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請のあつた年月日
平成二十八年五月二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 くだまつ絆星スポーツクラブ
代表者の氏名 小本 輝夫
主たる事務所の所在地 下松市大手町二丁目三番一号
- 定款に記載された目的
地域と密着した総合型クラブの活動を通して、地域住民の健康づくりや街づくりの推進、青少年の健全育成に寄与すること。

(二一〇) 平成二十八年年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）以下「法」という。）第四十一条の規定により、平成二十八年年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

試験の日時及び場所	試験の場所	提出期限
平成二八、七、三 午前九時	下松市地域交流センター	提出期限
〃 〃 二四 〃	美祢市民会館	
〃 〃 八、一〇 〃	山口県立農業大学校	
〃 〃 〃 二三 〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号	提出期限
〃 〃 〃 二八 〃	山口県総合保健会館	
〃 〃 九、四 〃	下関市菊川ふれあい会館 岩国市地方卸売市場	

二 受験資格
山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

下松市地域交流センター 平成二八、六、二四 午後五時

美祿市民会館

〃 〃 七、一五 〃

山口県立農業大学校

〃 〃 八、三 〃

山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 〃 一六 〃

山口県総合保健会館

〃 〃 〃 〃 〃

下関市菊川ふれあい会館

〃 〃 〃 一九 〃

岩国市地方卸売市場

〃 〃 〃 二六 〃

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地为所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 適性試験等の日時及び場所

日	時	場 所
平成二八、六、二三	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃 〃 二八	午後一時	維新百年記念公園
〃 〃 七、一	午後零時三〇分	日置農村環境改善センター
〃 〃 〃	午後一時	萩市民館
〃 〃 〃	午後零時三〇分	宇部市万倉ふれあいセンター
〃 〃 〃	午後一時三〇分	下関市豊田生涯学習センター
〃 〃 〃	午後一時三〇分	山口県柳井総合庁舎
〃 〃 〃	午後一時三〇分	山口県岩国総合庁舎

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成二十八年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所	提 出 期 限
山口県周南総合庁舎	平成二八、六、一六 午後五時
維新百年記念公園	〃 〃 二二 〃
日置農村環境改善センター	〃 〃 二四 〃
萩市民館	〃 〃 〃 〃
宇部市万倉ふれあいセンター	〃 〃 二九 〃
下関市豊田生涯学習センター	〃 〃 七、五 〃
山口県柳井総合庁舎	〃 〃 〃 〃
山口県岩国総合庁舎	〃 〃 七 〃

郵送の場合は、受けようとする適性試験等の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許更新申請書等の提出先
住所地を所管する農林事務所
提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月十二日山口県公告(三)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年五月二十七日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ゆめタウン徳山

所在地 周南市青山町一六三六の二二

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月十二日山口県公告(四)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年五月二十七日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月十二日山口県公告(五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年五月二十七日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ南岩国店

所在地 岩国市尾津町二丁目一六番五号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月十二日山口県公告(六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年五月二十七日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 浅江ショッピングセンター

所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月十五日山口県公告(一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年五月二十七日から同年六月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二一七) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、

次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年五月二十七日から同年九月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジュンテンドー滝部店

所在地 下関市豊北町大字滝部九〇二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六の五

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 飯塚 正

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前七時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後八時三〇分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後八時三〇分まで	午前六時三〇分から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十八年四月二十九日

(二一八) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年五月二十七日から同年九月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
ハートフル不動産株式会社	松本 哲明	宇部市西宇部南四丁目八番九号	山口県知事(二)第三二七一号	平成二五、五一四



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十八年五月二十七日

山口県監査委員

氏名	住所	期 間
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	平成二十八年五月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで
品川 充洋	岩国市今津町四丁目一六番五―一三〇二号	〃
森永 晃仁	光市虹ヶ浜三丁目一番二〇―五〇三三号	〃
河口 雅邦	宇部市厚南中央四丁目四番四七―一七号	〃
村田 治子	山陽小野田市大字東高泊四二二の一	〃
水谷 公威	周南市住崎町三番二〇―四〇七号	〃

平成二十八年五月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁